

塵芥収集車及び空缶プレス機搭載車の売払いに係る一般競争入札の実施におけるご質問について、次のとおり回答いたします。

※ この質疑回答項目については、適宜、追加していきます。

【質問1】

本入札物件において、いわゆる「自動車リサイクル法」に基づくリサイクル料金の取り扱いはどうなるのか。

【回答1】

本件入札物件全てにおいて、次の表に記載の金額を預託済ですので、落札された方は、契約金額とは別に、当該金額を市に納付してください。(入札金額には、当該金額を含めないでください。)

リサイクル券は、その納付を確認後、お引渡しいたします。

自動車リサイクル料金一覧表

入札番号	区 分	預託済金額	リサイクル券番号
1	塵芥収集車 鳥取 800 さ 1040	8,340円	0100-1051-8684
2	塵芥収集車 鳥取 88 に 2986	6,560円	0600-0249-9468
3	塵芥収集車 鳥取 800 さ 551	9,890円	0600-0249-7284
4	塵芥収集車 鳥取 800 さ 1775	7,170円	1200-0887-3742
5	塵芥収集車 鳥取 88 に 3704	7,020円	0100-1052-4250
6	塵芥収集車 鳥取 800 さ 389	7,170円	1200-0886-5664
7	塵芥収集車 鳥取 88 に 4386	4,640円	0401-5182-8139
8	塵芥収集車 鳥取 88 に 2929	8,660円	0600-0249-9440
9	空缶プレス機搭載車 鳥取 88 に 1965	7,270円	1200-0887-4343

【質問2】

名義変更確認後でない当該車両の引渡しはしないとあるが、県外在住者が県外で使用するため、一度廃車手続きをし、その後改めて県外で自動車登録をしようとする場合、その廃車手続きの完了確認を市が行うことができれば、当該車両の引渡しを受けることは可能か。

【回答2】

市名義のままでの走行という状況を回避できるものであれば、ご質問の方法でもお引渡しいたします。

なお、廃車手続きを取られると、重量税及び自賠責保険料については、還付金が生じますが、制度上、その還付先は、前所有者である「米子市」となることから市の収入として扱いますので、ご了承ください。

【質問3】

塵芥収集車については、落札者が使用前に全面塗装をする義務が付けられているが、転売する場合にも、全面塗装が必要か

【回答3】

転売を目的とされる場合も、落札者による全面塗装をしていただきます。

【質問4】

塵芥収集車における全面塗装の方法として、白色部分はそのままで、残りの部分(「米子市」表記部分、青色部分、イラスト部分等)を塗装するやり方でも良いか。

【回答4】

ご質問のように、白色無地の部分は、再塗装していただくなくても可とします。